

仕 様 書

1 業 務 委 託 名 称

令和2年度広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加事業業務委託

2 業 務 委 託 内 容

受託者は、次に定める委託期間内において旅程及び必要条件等に基づき次の業務を提供するものとする。

- (1) バス車両の確保等及び J R 座席の確保等、参加事業に係る参加者の輸送業務
- (2) 参加者の宿舎及び参加期間の食事等の提供
- (3) 原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式の座席確保補助
- (4) 原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加時の日よけ帽子等の配布
- (5) 派遣団結団式への社員の派遣
- (6) その他、委託者が指示する事項

3 委 託 期 間

業務委託期間は、契約締結日から令和2年8月6日（木）までとする。

4 旅 程「概略」（時間は目安とする）

8月5日（水）

- | | | |
|-----|-------|--|
| ①午前 | 6時00分 | 甲府市内指定場所（バスにて静岡駅へ）
静岡駅経由広島駅へ（新幹線にて） |
| ②午後 | 2時20分 | 宿泊施設等へ |
| ③午後 | 2時40分 | 広島平和記念公園（園内見学等） |
| | | |
| ④午後 | 3時10分 | 平和記念資料館等見学 |
| ⑥午後 | 6時00分 | 夕食（ホテル） |

8月6日（木）

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| ①午前 | 7時10分 | 朝食後ホテルを出発 |
| ②午前 | 7時30分 | 原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加 |
| ③午前 | 11時30分 | 広島駅出発（新幹線にて静岡駅へ）
静岡駅を15時30分頃出発 |
| ④午後 | 6時00分 | 甲府市内指定場所到着 |

5 必 要 条 件

- (1) 原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加対象人員は、40名とする。
（大人10名、中学生30名）
- (2) バス車両は、1台で、参加対象人員が正座席にて乗車可能な車両とする。
- (3) 宿舎等
ア 広島市平和記念公園周辺半径500m程度とする。

(前年度実績：ANAクラウンプラザホテル広島)

- イ 参加者及び関係者は同一宿舎とする。
- ウ 部屋は、シングル10室、ツイン3室、トリプル8室をめどに確保する。
また、参加する男女比の関係で室数・階数を調整する。
- エ 傷害保険に加入する。
- オ 添乗員1名を同行させる。

(4) 食 事

8月5日 昼(昼食は弁当可)、夕食(ホテル)

8月6日 朝(ホテル)、昼(昼食は弁当としてお茶を含み一食1,000円程度)、記念式典時に一人あたり一本のペットボトルの飲料を用意

- (5) 宿泊及び食事の料金、サービス料等は委託料内に含まれる。
- (6) 部屋内での飲食費及び電話料等は、部屋ごとの精算とする。
- (7) 広島平和記念資料館等拝観料金等は受託者が一括して支払うものとする。
- (8) 原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加時の日よけ帽子等の配布
(参加者40名分を用意)

6 委託業務実施計画書及び行動詳細表の提出

受託者は、この概要に基づき、委託業務実施計画書及び行動詳細表を指示された期間内に委託者に提出する。

7 委託業務の処理方法

受託者は、概要並びに委託者が必要に応じて指示する事項を厳守して、委託業務を処理する。

8 委託業務完了報告書の提出

受託者は、委託業務の完了後速やかに委託業務完了報告書を委託者に提出する。

9 委託料の支払い

受託者は、委託業務完了報告書を提出後に委託請求書を委託者に提出し、その請求が適当であると認められたときは、委託者は当該書類を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

10 その他

- (1) 添乗員は、定められた人員を添乗させる。
- (2) 委託者が指示する事項については、受託者に随時連絡をとる。
- (3) 新型コロナウイルスの影響を考慮し、委託期間中の感染予防に関して必要と認められる事項については、委託者及び受託者で協議して決めるものとする。